地方公務員等共済組合法の改正に伴う

R3.10.28議会提出資料

資　　料

**1-2**

非常勤職員への福利厚生の対応について

１　これまでの経緯

|  |  |
| --- | --- |
| 令和2年10月23日 | 組合議会　説明 |
| 令和2年11月26日 | 担当課長等会議　意見交換 |
| 令和2年11月～3年1月 | 構成市町村（8市12町村）訪問　意見交換 |
| 令和3年3月30日 | 組合議会　説明 |
| 令和3年4月27日 | 担当課長等会議　意見交換 |
| 令和3年6月～7月 | 構成市町村（8市12町村）訪問　意見交換 |

２　検討結果

構成市町村の意見等をもとに，新たに地共済組合員となる非常勤職員（以下「パート職員等」という。）の福利厚生については，負担金事業のみ実施する。

（主な意見等）

　　　　・法改正の趣旨に沿う（パート職員等の福利厚生が充実）。

　　　　・現組合員の給付水準を維持することができる。

　　　　・パート職員等の負担が生じない。

３　今後のスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 令和3年11月～12月 | 担当課長等会議　意見交換 |
| 令和3年12月～4年2月 | 構成団体議会にて規約変更議案議決 |
| 令和4年3月上旬 | 県へ規約変更許可申請 |
| 令和4年3月中旬 | 県から規約変更許可 |
| 令和4年3月下旬 | 組合議会にて条例改正 |
| 令和4年10月 | パート職員等福利厚生加入 |